

キャスト・ベトナム・ニュース

# CAST VIETNAM NEWS

2015年3月9日号

## 税関法の定める企業における

### 事後検査手続の動向とその概要

弁護士法人キャスト

弁護士

工藤 拓人

同 コンサルタント

Tran Phu Son



#### 1. 新税関法における事後検査の強化

2015年1月1日施行の新税関法（54/2014/QH13）において、税関が税関申告者の税関法違反等を疑った際に行う事後（通関後）検査の内容について明確化されました。これまでも、事後検査は税関機関の拠点や、各企業の拠点で行われてきましたが、新法で明確に記載することで、税関が事後検査を強化する姿勢を明確化したといえます。

実際に、2014年後半くらいから特に輸出加工企業（EPE）に対する事後検査の件数が増えている印象だったのですが、その印象を裏付ける実績として税関総署副長官は以下のとおり発表し

ています。

2014年の事後検査の件数	: 3697件
そのうち、企業で行われたものの件数	: 787件
追徴課税総額	: 1,104billion VND (約61億円)
	2013年比18%増加

さらに、2015年については、税関総局は、各税関支局に対し、企業における事後検査の件数を2014年の実績よりも50%増加させ、かつ、追徴課税額も50%増加させるように要求したとのことです【1】。

従って、2015年は、企業で行われる事後検査が1200件ほどに増える予定であり、追徴課税額も約90億円まで増加する計画となっています。

特に、企業で行われる事後検査はEPEに対する在庫検査が中心となると考えられます。EPEにおいて税関に提出しているレポートの在庫数と、企業内の実在庫数に差異がある場合には、早急に対策が必要な状況となっています。

なお、地域の税関によって、事後検査の状況も大きくことなるようですが、2015年は税関総局の方針もありますので、各地で件数が増加するものと思われます。

## 2. 事後検査の概要

事後検査の概要については、2015年1月1日施行の新税関法第77条～第82条をご参照ください。また、本稿では触れることができませんが、税関手続、税関検査、税関監視及び税関監査に関する税関法の細則を定めるDecreeである08/2015/ND-CPも2015年3月15日より施行されます。

### (1) 事後検査の意義・目的等

新税関法によれば、事後検査とは、①税関書類、会計帳簿、会計証憑、その他の証憑、貨物に関連する資料、データに対する税関機関の検査活動、②既に貨物が通関された後に、必要性があり、かつ、検査条件がなお存在する場合の実際の調査活動とされています。

事後検査の目的は、税関申告者が税関機関に対して申告、提出、提示した証憑、資料の正確性、信憑性を評価し、税関法及び税関申告者の輸入、輸出の管理に関連するその他の法律の規定の遵

1 「企業における事後検査の50%増加」(ベトナム税関オンライン)  
<http://www.baohaiquan.vn/pages/tang-50-so-cuoc-hau-kiem-o-tru-so-dn.aspx>

守を評価することです。

## (2) 事後検査がなされる場合

事後検査がなされる場合としては、以下の3つが挙げられています。

- a) 税関法及び輸入、輸出の管理に関連するその他の法律に違反する兆候がある場合の検査。
- b) 本条第1項に該当しない場合には、リスクマネジメントを基礎として、事後検査をなす。
- c) 税関申告者の法律の遵守の検査。

(b)のリスクマネジメントは新税関法第4条第18項に規定されていますが、税関によるリスクの程度の評価、分類のことをいい、税関申告者の普段の税関管理等を基に税関機関が評価付けするものをいいます。

これらをもてわかるように、事後検査がなされる場合には、税関法令の違反の可能性がある場合を広く含むことになり、実際に事後検査事由がないとしてこれを拒むことはほぼ不可能です。

また、事後検査は、税関申告書類を登録した日から5年間が対象となります。従って、過去5年分まで遡られる可能性があることとなります。

## (3) 事後検査の場所

事後検査がなされる場所は、

- ①税関機関
  - ②税関申告者の拠点（本社、支店、店舗、製造拠点、貨物保管場所を含む。）
- のいずれかです。

上述のとおり、EPEの在庫の不一致の検査の場合には、実在庫（実際は会社システム上の在庫を検査される場合が多いです。）を確認することになりますので、②が通常となります。

## (4) 申告者の拠点における事後検査の流れ

さて、2015年に1.5倍に増加されることが発表された企業における事後検査は、どのように進行するのでしょうか。税関法によれば、税関申告者の拠点での事後検査は以下のように進みます。実務をみると、日程部分は若干柔軟に運用されていますが、ほぼ新税関法の規定と同様に進行していますので、これを念頭に、事後検査が入るまでに、社内において違法状態の是正、検査時に説明がつくような準備を進めていくことが大切です。

①調査決定書の送付（調査開始日の5日前まで）

↓

②申告者の拠点での事後検査（10営業日以内+10営業日以内の延長可能）

↓ ※ EPEについては税関への報告と会社在庫の差異の調査がメイン（期間は、会社規模や、管理状況、調査する税関機関によって様々です。）

③調査機関において、事後検査報告書作成（調査後5営業日以内）

↓

④調査機関において、事後検査結論書作成・送付（調査後15日以内）

- ※ 実務上は、先にドラフトを提示され、それに対して会社が意見をし、最終的な結論書が作成されています。
- ※ 調査範囲、調査内容、調査結果、それに対する会社の意見等、それらを踏まえた結論が記載されます。
- ※ 別紙等で、在庫の差異等について詳細を指摘されることになります。
- ※ 実際の追徴課税や罰金については、追って決定が出されます。

以上

---

上記情報に関するご相談の他、キャストグループのサービスに対するご意見、ご質問、ご要望、ご提案、お気づきの点がございましたら、お気軽にご連絡をお願い申し上げます。

【本ニュースに関するお問い合わせ】

弁護士法人キャスト ホーチミン支店  
20th Floor, Maritime Bank Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1,  
Ho Chi Minh City, Vietnam  
Tel:+84-8-3914-0909 or +84-8-3914-0958  
Mail: [info-v@cast-law.com](mailto:info-v@cast-law.com)

※1 本資料におけるベトナム法の解釈については、全てベトナム弁護士が担当しております。日本法に関する記述については、日本国弁護士が担当しております。  
※2 本資料に関する著作権は弊社又は弊社に所属する作成者に属するものであり、本資料の無断引用、無断変更、転写又は複製は固くお断りいたします。